

愛川町立中津第二小学校いじめ防止基本方針 ～学校基本方針～

1 いじめ防止に向けての基本姿勢 いじめ防止に向けての考え方

いじめは、どの学校・どの学級・どの児童にも起こりうるという基本認識にたち、全校の児童がいじめのない明るく楽しい学校生活を送ることができるようにします。

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ問題」の特徴を十分に認識し、「未然防止」と「早期発見」に努めるとともに、いじめを認知した場合は、「早期対応」に適切に取り組めます。

また、いじめ問題には、学校や家庭の問題としてだけでなく、すべての大人たちの問題として取り組まなければなりません。そこで、常に地域や家庭、関係機関と一丸となって相互に協力する関係作りを進めていきます。

2 いじめ防止等に関する具体的な取組

学校重点的取組

- いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- 児童一人一人の自己肯定感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- いじめの早期発見のため、様々な手段を講じる。また、早期解決に向けて、全職員で協力して問題解決にあたる。

(1) いじめの未然防止

- ・児童・生徒相互と教職員の間で日頃から信頼関係を築きます。
- ・全ての教育活動を通して道徳教育、人権教育、情報モラル教育を実践し、道徳心と心の通うコミュニケーション能力を育みます。
- ・全ての教職員がいじめの様態や特質等について校内研修や職員会議を通して共通理解を図り、組織的に対応します。
- ・自己肯定感を高める学校行事、体験活動、野外活動、ボランティア活動などの取組を推進していきます。
- ・児童会等が主体となったいじめ防止に資する活動を支援します。
- ・学校便り、学年、学級通信等による家庭との信頼関係構築、あいさつ、登下校マナー向上、地域行事への積極的な参加など、家庭・地域と連携し、多くの大人の目で児童を見守る体制づくりに努めます。
- ・相談関係機関等と日常的に情報交換や相談等で連絡を取り合って適切なアドバイスを教育活動に生かします。
- ・Y-P(横浜プログラム)アセスメントなど学級集団のアセスメントを通して学級集団を分析し、より良い集団づくりに努めます。

(2) 早期発見・早期対応のあり方

- ・いじめを早期に発見するため、児童に対する定期的な調査を実施します。
 - ①アンケートの実施(年3回、6月、11月、2月)
 - ②アンケート後の早期対応の徹底

③家庭訪問、個別面談（保護者面談）

④児童との個別面談（年1回以上）

・児童および保護者がいじめに係る相談をできるように次のとおり、相談体制の整備を行います。

①いじめ相談窓口の設置

②スクールカウンセラーの活用

・インターネット上のいじめを防止し、対処できるように児童・保護者への情報モラルの啓発活動を行います。

（3）いじめに対する措置

・いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行います。

・いじめを受けた児童生徒が安心して教育を受けるために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、いじめた児童に対し、一定期間別室等において学習を行わせる措置を講じます。

・犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、愛川町教育委員会及び警察と連携して対処します。

（4）重大事態への対処

・「重大事態」が発生したと思われる場合は、「校内いじめ問題調査委員会」を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該「重大事態」に係る事実関係を明確にするための調査を実施します。その後、愛川町教育委員会へ報告します。また、内容に応じて愛川町教育委員会と連絡を取り対処します。

3 いじめ防止等の対策のための組織

（1）「校内いじめ対策推進委員会」年3回（法22条）

《構成員》 校長、教頭、総括教諭、児童指導担当、養護教諭、教育相談CO
(SC、SSW、SSWS等)

《内容》

・学校いじめ防止基本方針・年間計画の計画・検証

・「いじめ防止全体委員会」の運営

・いじめ対応についての共通理解

（2）「日常点検組織」：児童指導部会（小学校：月1回程度）

《構成員》 児童指導担当、児童指導・相談・支援グループ担当、養護教諭

《内容》

・いじめに関する相談・通報への対応

・いじめの判断と情報収集

・いじめ事案の報告

（3）「校内いじめ問題調査委員会」：重大事態に対応（重大事態発生時 法28条）

《構成員》 校長、教頭、統括教諭、児童指導担当、養護教諭、教育相談CO
(SC、SSW、SSWS等)

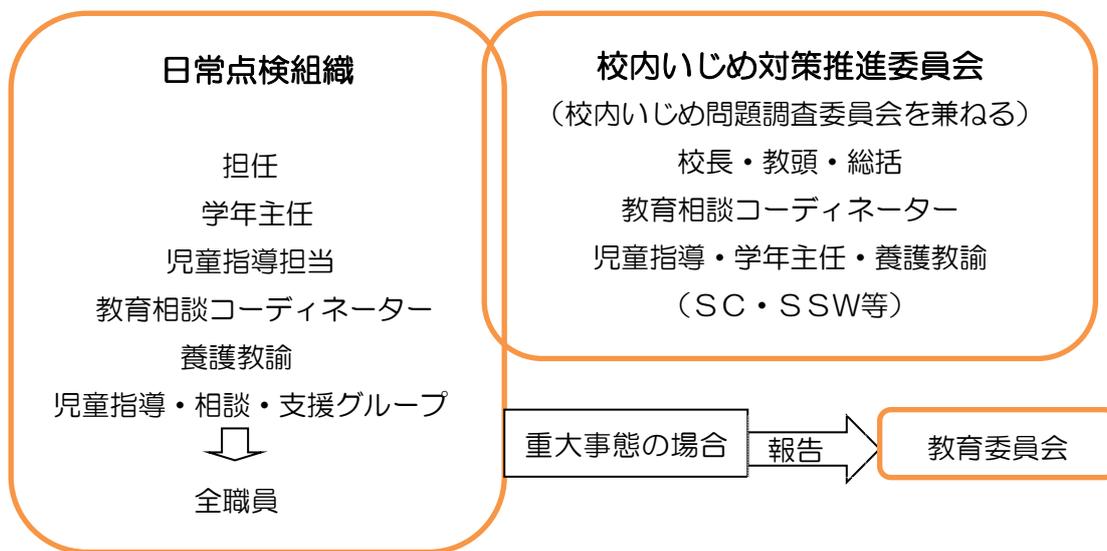
※ 事案内容により構成員については、校長が任命する。

《内容》

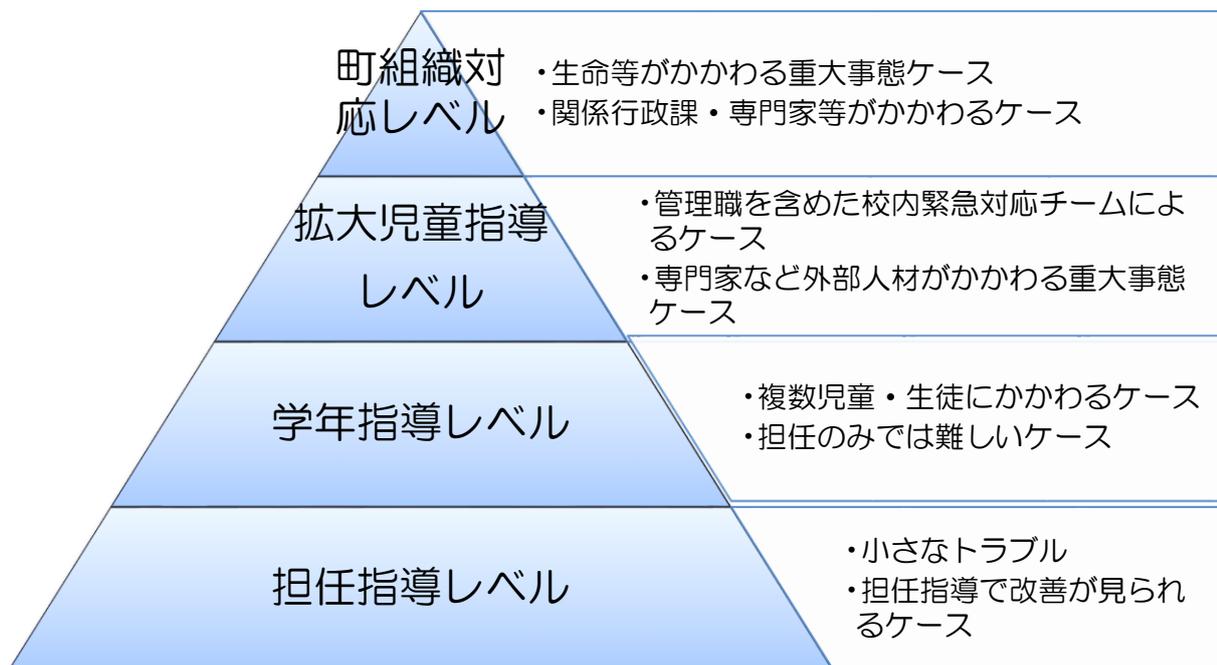
- ・重大事態と思われるいじめ事案の調査
- ・調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童やその保護者に対して、適時・適切な方法での提供・説明
- ・愛川町教育委員会への報告

校内組織図(例 1 : 重大事態の組織を兼ねる)

いじめ対策全体組織



対応別イメージ図



| | 内 容 | 関 係 組 織 |
|------|--|--|
| 1 学期 | ○グループ会議 年間計画作成 | 児童指導・相談・ 支援グループ |
| | ○校内いじめ対策推進委員会 5月 | 校長・教頭・総括 児童指導・教育相談C 養護・学年主任 外部（SC・SSW等） |
| | ○児童生徒指導全体会（いじめ防止全体委員会） 基本方針の確認・児童生徒理解 | 全教職員 |
| | ○いじめのない学校づくり児童会のため、計画づくり | 児童会担当 全職員 |
| | ○小中高連携会議 | 児童指導担当 教育相談 |
| | ・エンカウンター月間 ・家庭訪問 ○いじめ対策研修会（講演会等） ・Y-Pアセスメント，Y-P活用研修 ・指導プログラム | 外部（SC・SSW・警察） 担任 全教職員 担任 担任 |
| 2 学期 | ○グループ会議 | 児童指導・相談・ 支援グループ |
| | ○校内いじめ対策推進委員会 10月 | 校長・教頭・総括 児童指導・教育相談C 養護・学年主任 外部（SC・SSW等） |
| | ・個別懇談 ・児童の個別面談 ・人権月間 ・Y-Pアセスメント，Y-P活用研修 ・指導プログラム | 担任 担任 人権担当・全職員 ・児童会 担任 担任 |
| 3 学期 | ○校内いじめ対策推進委員会 2月 ・Y-P活用研修 | 校長・教頭・総括 児童指導・教育相談C 養護・学年主任 外部（SC・SSW等） 全教職員 |
| | ○児童指導全体会（いじめ防止全体委員会） 年間の活動反省・基本方針の見直し 来年度の見通し | 全教職員 |

| | | |
|-----------|--|---|
| 年間を通しての取組 | <ul style="list-style-type: none"> ・アンケート調査(年3回) ・児童指導部会・グループ会議(学期2回) ・毎月1回の児童指導全体会による共通理解の構築 ・支援会議(週1回) | 担任 児童指導グループ 児童指導主任 教頭・教育相談C 養護教諭・児童指導 |
|-----------|--|---|

問題行動等発生時の対応・情報流れ図

